

事務連絡
令和3年（2021年）12月22日

保護者各位

熊本県立翔陽高等学校長
菅田 雅之

令和3年度（2021年度）奨学のための給付金の申請書類の配付について

奨学のための給付金の通常募集と家計急変世帯への支援募集案内を以下のとおりお知らせします。重要なお知らせなので、必ず御確認下さい。

**給付金は支給されるものであり、返還の必要はありません。
奨学金や就学支援金と一緒に利用することができます。**

- 1 令和3年度（2021年度）熊本県奨学のための給付金募集案内（通常募集分）
- 2 令和3年度（2021年度）熊本県奨学のための給付金における家計急変世帯への支援募集案内（家計急変分）

例年配付している 1 通常募集と、2 家計急変世帯への支援募集の御案内です。
募集案内の詳細については、以下の URL から御確認ください。

本校ホームページ（事務室）：<https://sh.higo.ed.jp/shoyo/notice/office/>
就学支援金を申請された世帯につきましては、認定結果（判定額を含む）を参考に、該当する御家庭に申請書類一式を郵送にて御案内します。

ダウンロードができない、印刷ができない等ございましたら、直接必要書類をお渡ししますので、保護者又は生徒は事務室に受け取りに来るようお願いします。

※家計急変とは保護者等の収入が激減した世帯に対して、「保護者等全員の道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められる世帯を対象に給付を行うものです。

（裏面に続きます）

□ 給付対象者

1 通常募集分

令和３年７月１日時点で次の要件すべてに該当する世帯が対象です。

- (1) 高校生等が高等学校等に在学し、かつ、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有していること。
- (2) 保護者等※が熊本県内に住所を有すること。
※保護者等とは、原則として親権者ですが、世帯の事情により親権者以外の主たる生計維持者や生徒本人となる場合があります。
- (3) 生活保護（生業扶助）を受給している世帯であること又は保護者等全員の令和３年度（2021 年度）の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯であること。

2 家計急変分

家計急変発生日時点で、次の要件すべてに該当する世帯が対象です

- (1) 高校生が高等学校等に在籍し、かつ、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有していること。
- (2) 保護者等が、熊本県内に住所を有すること。
- (3) 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税に相当すると認められる場合、又は生活保護を受給している世帯であること。（ただし、生業扶助が行われている世帯を除く）

※非課税相当の条件は学校で判断し兼ねるため、家計が急変する前後を証明できる書類（家計急変前は課税証明書の写し等、家計急変後は直近の給与明細等）を提出いただいた後、認定の結果を通知します。

□ 期限

令和４年（２０２２年）１月１３日（木）※期限厳守

□ 提出先

事務室

御不明な点や御質問がございましたら、お気軽に御連絡ください。

熊本県立翔陽高等学校

担当：岩本

TEL ０９６－２９３－２０５５